



茨城労働局発表  
平成28年10月28日(金)

【照会先】

茨城労働局労働基準部監督課  
課長 佐川 正孝  
主任監察監督官 渡邊 広  
(直通電話)029(224)6214

## 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問や重点監督などを行います

～ 11月は「過労死等防止啓発月間」です。長時間労働の削減に向けて ～

茨城労働局(局長 西井 裕樹)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」(資料1)として、長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を収集し、これを広く紹介するために、労働局長によるベストプラクティス(模範的な)企業への職場訪問を行います。

また11月中には、過重労働が行われている事業場などに重点監督を実施するほか、過重労働の解消に向けた取組を行います。

ベストプラクティス企業への職場訪問を次により行います。

### 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

- (1) 訪問企業 社会福祉法人泰仁会 石岡市小倉 442-1 (3頁案内図)  
(0299-43-0811)  
「特別養護老人ホーム やさと」ほか老人介護4施設を運営  
労働者数 182名
- (2) 訪問日時 平成28年11月16日(水) 午前10時30分から(約40分)
- (3) 内 容 労使との意見交換や職場巡視を行います。
- (4) 取組概要 社会福祉法人泰仁会では、すべての職員が働きやすい職場、働き続けられる職場、やりがいのある職場づくりをめざして、
- ① 仕事と家庭の両立しやすい職場づくり
  - ② 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進
  - ③ ワークライフバランス研修の実施
- などに取り組んでいます。
- 同会は、働きやすい職場づくりは1人ひとりの職員が作っていくものであるという意識付けを図り、ワークライフバランスの推進について種々取り組んでいます。

\* 当日の取材を是非お願いします。取材をいただける場合は、11月15日(火)までに当局監督課(029-224-6214 佐川又は渡邊)あてご連絡ください。

(以下次頁)

重点監督の取組を次により行います。

#### 重点監督

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

#### 電話相談

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施します。

実施日時 : 11月6日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル : 0120-794-713  
なくしましよ 長い残業

※ その他平日の夜間・土日は「労働条件ほっとライン」(0120-811-610)で電話相談を受け付けます。  
はい! ろうどう

次の取組も行います。

#### 過労死等防止対策推進シンポジウム(資料2)

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して開催します。

日時 平成28年11月5日(土) 午後1時30分~同4時30分

場所 茨城県立県民文化センター 分館1階 集会室8号

水戸市千波町東久保 697 番地

基調講演 「いのちと健康を守る職場づくりを」

川人 博氏(弁護士 過労死弁護団全国連絡会議幹事長)

※ FAX(03-6264-6445)またはWeb「過労死等防止対策推進シンポジウム・プロセスユニーク」からの事前申し込みとなります。参加は無料です。

